

2018. 5. 22

## 飯田保健所管内で製造された「菓子」に保存料(ソルビン酸カリウム)の使用が確認されたため当該食品の回収を命じました

飯田保健所管内で製造された「菓子」を松本保健所で検査したところ、保存料(ソルビン酸)が検出され、製造所を調査したところ、菓子の製造工程では使用が認められていない保存料(ソルビン酸カリウム)の使用が確認されたため、本日、飯田保健所は製造者に対し、食品衛生法違反として当該食品の回収を命じました。

### 【違反食品の概要】

- 名称           ピーナッツ菓子
- 包装形態       合成樹脂製袋詰
- 検査結果       ソルビン酸0.76g/kg検出

### 【違反内容】

食品衛生法第11条第2項違反（菓子へのソルビン酸カリウムの使用）

### 【措置内容】

食品衛生法第54条第1項の規定による回収命令

### 【その他】

当該製造者は、5月16日（水）から当該品の自主的な回収を行っています。

今回の命令の詳細については下記のアドレスをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/180522press.html>

### 【参考】

#### ソルビン酸・ソルビン酸カリウムとは

保存料としてチーズ、食肉製品、マーガリン等に使用が認められている食品添加物です。

なお、菓子の製造工程では使用は認められていません。

今回の検出量は、体重50kgの人が毎日約1.6kgずつこの「菓子」を一生涯食べ続けても健康に影響することはない量です。

#### ●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課  
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口